

農業用機械等を導入したい(3)

地域農業計画実践支援事業費補助金(県・市)

※旧 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

地域農業マスタープラン等の実現のため、岩手県と市町村で補助を行い、次の目的の達成に向けて支援を行う、岩手県独自の事業です。

- (1) 担い手の育成…園芸や畜産等の中心経営体の確保及び育成を行う。
- (2) 6次産業化の促進…地域資源を活用した6次産業化を促進させる。

対象者は？

3戸以上の農家で構成される法人や農協の部会、集落営農組織等が対象です。

どのような事業内容？

事業の目的や内容により次の3種類に区分されています。(次ページ一覽参照)

- (1) 担い手育成型…①園芸や畜産等 ②土地利用型作物
- (2) 6次産業型 …③流通・加工処理施設整備
- (3) リーディング経営体育成型…①②③

交付条件は？

組織の構成員が地域農業マスタープランに掲げられた中心経営体となっているか、又は中心経営体で構成員の過半を占めている必要があります。

手続はどうするの？

- (1) 事業要望書の提出 ※要望調査は導入年の前年に実施します。
- (2) 事業計画書の提出
- (3) 申請書の提出
- (4) 事業の実施
- (5) 請求書の提出

導入機械・施設

主に園芸用管理機、防除機、定植機、収穫機、皮むき機、結束機、ビニールハウス、畜舎、堆肥舎等が対象です。

区分別条件一覧

	担い手育成型				6次産業型	リーディング 経営体育成型
	園芸や畜産等		土地利用型 作物(水稻、麦、大豆、そば)		流通・加工 処理施設整備	園芸等、畜産、 土地利用型作物、 流通・加工処理機械施設
	(通常)	(特例)				
対象者	3戸以上の農家で構成される組織等	組織化が困難で一定要件を満たしている、1戸以上の中心経営体	中心経営体である集落営農組織(法人除く)	中心経営体である法人及び農事組合法人(3戸以上で組織)	中心経営体である法人、中心経営体で組織する団体等	次の条件を全て満たす者 ①中心経営体 ②認定農業者 ③経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画を作成した者
事業	生産管理用機械、ビニールハウス、簡易牛舎、堆肥舎、農畜産物加工機械、簡易基盤整備等		生産管理用機械、基盤整備、施設の整備	スマート農業機械	流通や加工処理に用いる施設の整備	(担い手、土地、流通全て)
補助率	事業費の1/2 (県1/3、市1/6)	事業費の3/10 (県1/5、市1/10)	事業費の3/10 (県1/5、市1/10)		事業費の1/2 (県1/3、市1/6)	
補助対象事業費の上限額	2,000万円 牛舎は5,000万円	1,000万円	1,000万円		2,000万円	1,500万円